

物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格審査等取扱要領

(目的)

第1条 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等を定めた千葉県公告(以下「公告」という。)に基づく、物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約(建設工事、建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。)に係る一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格審査等は、この要領によるものとする。

(資格審査項目の付与数値)

第2条 公告第6に規定する審査項目から得た実数に対応する付与数値は、別表第1(物品販売、その他の契約)、第2(製造及び印刷の請負)及び第3(委託業務)に掲げる数値とする。

(名簿の作成)

第3条 知事は、公告第6の規定に基づき等級の格付けを決定したときは、物品等入札参加業者適格者名簿(以下「適格者名簿」という。)を作成するものとする。

2 前項の適格者名簿を作成したときは、各課(局)の長及びかい長へ通知するものとする。

(名簿の公表)

第4条 知事は、公告第7の規定に基づき適格者名簿に登載された者については、公表するものとする。

2 前項の適格者名簿の公表は、年3回(6月、10月、2月)更新するものとする。

(資格取消等の手続)

第5条 契約担当者は、その所掌する契約事務において地方自治法施行令第167条の4及び第167条の11第1項の規定に該当すると認められる者があった場合は、その事実を詳細に記載し、別記第1号様式により知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告に基づき調査の結果、その事実があったときは入札参加資格を取消し又は相当の期間競争入札に参加させないことができるものとする。

3 前項の決定を行ったときは、当該適格者名簿登載者に書面により通知するとともに、各課(局・所)の長、かい長及びその他関係機関へ通知するものとする。

附 則

1 この要領は、平成19年10月1日から施行する。

2 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格審査及び指名基準等取扱要綱(昭和55年4月1日)は廃止する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日に適格者名簿に登載するものから適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。